

評議会とは

横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱第11条

運営主体(NPO法人東山田キッズクラブ)は、学校・地域と情報共有しながら相互に連携・協力を図るため評議員会を設置し、半年に一回以上評議会を開催しなければならない

2、評議会は次の事項を協議し、運営主体に意見具申するものとする

また運営主体は評議会の意見を放課後キッズクラブの運営に反映するよう努めなければならない

- (1) 放課後キッズクラブの運営状況、予算、決算に関する事
- (2) 学校、地域との連携に関する事
- (3) 保護者からの意見、要望などの調整に関する事
- (4) その放課後キッズクラブの安全かつ円滑な運営に関する事

3、評議会は、次の各号に規定する者から運営主体が選任した

者(以下「評議会委員」という)をもって組織するものとする

- (1) 学校長
- (2) 保護者代表
- (3) 地域代表
- (4) その他運営主体が必要と認める者

4、評議会には会長、副会長を置く。

会長は評議会を代表し、会務を掌理するものとし、副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理するものとする

ただし、運営主体の構成員などが評議会委員を兼ねる事はできない

5、新規に放課後キッズクラブを開設した場合及び評議会委員に変更がある場合は

区長の定める期日までに「評議会委員名簿(第3号様式)」により区長に報告するものとする

6、運営主体は、評議会開催後、議事録及び「評議会開催報告書(第4号様式)」を作成する。

議事録については、内容を会長に確認したうえで評議会委員全員に共有を図り、評議会開催報告書については補助金交付要綱第10条に規定する実績報告書に添付する